鳥取県看護協会２０２６年度退会届

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付期限　２０２６年１月３１日必着 | | | | |
| 届出日　　　　年　　　月　　　日 | | | | |
| 鳥取県看護協会  会員№ |  | 日本看護協会  会員№ | |  |
| 施設名 | 個人会員　　勤務先： | | | |
| フリガナ |  | | | |
| 氏　　名 |  | | | |
| 連絡先 | 自宅　　　携帯　　　勤務先（部署等:　　　　　　　　）  TEL:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡がつきやすい番号を記入してください | | | |
| 退会理由 | |  |  | | --- | --- | | 定年退職 | 退職 | | 産休・育児休暇等 | 介護休暇等 | | 病気療養等 | 他県に移動（転居先の看護協会に入会しない） | | 転職（看護職として働かない） |  | | その他  可能な範囲でできるだけご記入ください | | | | | |
| |  | | --- | | これまで鳥取県看護協会・日本看護協会にご支援を賜り、誠にありがとうございました。  今後の看護協会運営に活用させていただきますので当協会への率直なご意見・ご要望などをお書きください。 | | | | | |
| 1. 口座振替を選択されている方は**1月31日必着で退会届を郵送してください。**退会届のご提出がない場合、次年度の会員継続となり会費が引き落とされますので早めのご提出をお願いいたします。 2. 施設所属の方は**施設代表者にもお伝えください。** 3. 会員証は退会日を過ぎてから各自破棄してください。 4. 当年度3月31日をもって退会となります。（年度途中の退会を妨げるものではない） 5. 年度途中の退会の場合でも、会費の返還はありません。 6. 退会後、年度内は 郵送物が届くことがあります。ご了承ください。 7. 記載の個人情報は退会の手続きにのみ取扱いさせていただきます。 8. 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、退職される方は鳥取県ナースセンターに届出が必要です。届け出用紙はホームページでダウンロードしてご使用ください。又は看護師等の届出サイト゛とどけるん゛でも届出ができます。 9. 鳥取県看護協会の退会をもって日本看護協会も退会となります。 | | | | |
|  | | | | |
| ≪問合せ・提出先≫  公社)鳥取県看護協会 総務部  〒680－0901　鳥取市江津318-1  <TEL:0857-29-8100>　FAX:0857-29-8102  E-mail:kango@tottori-kangokyokai.or.jp | |